解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十八日

大分県大分市大道町五丁目四番九号

有限会社生野米穀店

清算人　生野　一義

解散公告

当社は、令和四年十月十二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十八日

沖縄県中頭郡北中城村字渡口九八一番地

株式会社超企業

代表清算人　徳里　政亮

解散公告（第一回）

当組合は、令和八年二月一日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十八日

山形県西置賜郡飯豊町大字小白川二一六一番地

農事組合法人田園開発豊

清算人　舟山　新弥

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年八月五日開催の社員総会の決議並びに東京都知事の認可により令和八年二月二十四日解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十八日

東京都江戸川区北小岩六丁目三九番三号

医療法人社団同仁内科医院

清算人　中里　宗弘

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年五月一日開催の社員総会の決議並びに東京都知事の認可により、令和八年二月二十四日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十八日

東京都世田谷区太子堂四丁目二三番一五号

Ｔ－ハウス三軒茶屋二階

医療法人社団プライムエレメント

清算人　丸尾勝一郎

解散公告（第一回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十八日

横浜市中区本町四丁目四三番地Ａ－ＰＬＡＣＥ馬車道三Ｆ

医療法人社団相真会

清算人　樺島　史朗

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年九月二十日開催の社員総会の決議並びに兵庫県知事の認可により、令和八年三月四日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十八日

兵庫県神戸市灘区岩屋北町七丁目一番三〇号

医療法人社団川口レディースクリニック

清算人　川口　惠子

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年十月一日開催の臨時社員総会の決議並びに香川県知事の認可により、令和八年二月六日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十八日

香川県高松市前田東町八〇〇番地一

医療法人社団木村医院

清算人　木村　正司

解散公告（第一回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十八日

長崎県佐世保市崎岡町二八二五－一

医療法人ＮＩＵ利休庵診療所

清算人　津留﨑義城

解散公告（第二回）

当法人は、令和八年二月十八日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年三月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十八日

東京都台東区東上野三丁目三七番一三号

ＴＯＭビル光優管理組合法人

清算人　東儀　啓子

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年十二月二十四日甲府地方裁判所の命令により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年三月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十八日

山梨県西八代郡市川三郷町中山九一八番地

宗教法人諏訪神社

清算人　弁護士　小澤　義彦

連絡先　山梨県甲府市丸の内三丁目二〇番七号フォワードビル四階

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年十月十九日開催の社員総会の決議並びに広島県知事の認可により、令和八年二月五日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年三月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十八日

広島県三原市宮浦六丁目二番一号

医療法人社団明清会

清算人　山田　徹

解散公告（第二回）

当法人は、令和八年二月二十四日責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年三月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十八日

広島市中区榎町三番一九－五〇三号

宗教法人一言

清算人　岡本　洋典

解散公告（第二回）

当法人は、令和八年一月二十二日、佐賀地方裁判所の命令により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年三月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十八日

佐賀県神埼市千代田町黒井一四一七番地

宗教法人大師教会

清算人　隈　淳平

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年十月一日開催の社員総会の決議並びに東京都知事の認可により令和八年二月二十四日解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年三月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十八日

東京都渋谷区代々木三丁目二二番七号新宿

文化クイントビル二階

医療法人社団メディカル・プラス

清算人　神野　敬子

解散公告（第三回）

当法人は、令和八年一月十九日甲府地方裁判所の命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年三月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十八日

山梨県富士吉田市上吉田六六三番地

宗教法人富士嶽神社

清算人　弁護士　木暮　利壱

連絡先　山梨県甲府市中央一丁目九番六号

青柳ビル三階

解散公告（第三回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年三月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十八日

福岡県大牟田市馬渡町三七番地七

グリーンタウン笹原管理組合法人

清算人　山田　隆二